

琵琶湖流域下水道新技術開発等支援共同研究実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、滋賀県が琵琶湖流域下水道において民間企業等と実施する共同研究、調査および試験（以下「共同研究」という。）の実施について必要な事項を定め、もって共同研究の円滑な実施を図ることを目的とする。

(共同研究の実施要件)

第2条 共同研究は、次の要件を満たす場合に実施することができるものとする。

- (1) 共同研究として実施することが合理的かつ効果的であること。
- (2) 共同研究の内容が公益性を有すること。
- (3) 共同研究として実施することにより滋賀県の業務に支障をおよぼすおそれがないこと。
- (4) 共同研究を行おうとする者が、必要な技術的能力および財政的基礎を有すること。

(共同研究の種類)

第3条 共同研究の種類は、次のとおりとする。

- (1) 次条第1項各号に掲げる機関のうちから、共同研究の相手方（以下「共同研究者」という。）を指定して行う共同研究（以下「指定機関共同研究」という。）
- (2) 滋賀県が共同研究の課題を提示し、共同研究者を公募して行う共同研究（以下「課題提示公募型共同研究」という。）
- (3) 滋賀県が共同研究の課題を公募して行う共同研究（以下「民間等提案型共同研究」という。）

(指定機関共同研究)

第4条 指定機関共同研究に係る共同研究者は、次に掲げる者とする。

- (1) 国立試験研究機関およびこれに準ずる国等の機関
 - (2) 地方公共団体および地方公共団体が設立した試験研究機関
 - (3) 地方共同法人日本下水道事業団
 - (4) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人
 - (5) 前号に掲げる者以外の大学等の教育機関
 - (6) 公益法人（一般社団法人および一般財団法人を含む）
 - (7) 別に定める琵琶湖流域下水道共同研究等技術審査委員会（以下「審査委員会」という。）の議を経て知事が共同研究を実施することが適当であると認めた団体
- 2 知事は、指定機関共同研究を実施しようとするときは、共同研究計画書（別記様式1）を作成するものとする。
- 3 知事は、前項の規定により共同研究計画書を作成しようとするときは、審査委員会に当該共同研究計画書の案を付議しなければならない。
- 4 知事は、第2項の規定により共同研究計画書を作成したときは、指定機関共同研究に係

る共同研究者となるべき者に対し、共同研究の依頼を行うものとする。

- 5 知事は、相手方から共同研究の承諾があったときは、第7条に定めるところにより指定機関共同研究に係る共同研究者と共同研究協定を締結するものとする。

(課題提示公募型共同研究)

第5条 知事は、課題提示公募型共同研究を実施しようとするときは、共同研究計画書(別記様式1)を作成するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により共同研究計画書を作成しようとするときは、審査委員会に当該共同研究計画書の案を付議しなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定により共同研究計画書を作成した後に、共同研究について公募を行うものとする。
- 4 前項の公募に応募しようとする者は、共同研究申請書(別記様式2)および共同研究費積算内訳書(別記様式3)を知事に提出しなければならない。
- 5 知事は、前項の規定により提出された書類の内容を審査し、審査委員会の議を経て、応募者のうち共同研究を実施することが最も適当であると認めたものを課題提示公募型共同研究に係る共同研究者として決定するとともに、当該審査の結果を、共同研究審査結果通知書(別記様式4)により各応募者に通知するものとする。

(民間等提案型共同研究)

第6条 知事は、民間等提案型共同研究を実施しようとするときは、共同研究を行おうとする分野を定め、当該分野に係る共同研究しようとする課題(以下「共同研究課題」という。)を公募するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により申請された共同研究課題を審査委員会で審査する。
- 3 前項の公募に応募しようとする者は、共同研究課題提案書(別記様式5)を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定により提出された共同研究課題提案書の内容を審査し、審査委員会の議を経て、応募者のうち共同研究課題として最も適当であると認めるものを提案した者を民間等提案型共同研究に係る共同研究者として決定するとともに、当該審査の結果を、共同研究審査結果通知書(別記様式6)により各応募者に通知するものとする。
- 5 知事は、本条第2項に規定する審査委員会が民間等提案型共同研究の提案者を指定機関とし、第3条第1号の指定機関共同研究として実施することが適当であると認めた場合、第4条第4項及び第5項の手續に準じて提案者と協定を締結するものとする。

(協定の締結)

第7条 知事は、共同研究を実施するときは、次に掲げる事項を記載した協定書及び共同研究実施計画書により共同研究者と共同研究協定を締結するものとする。ただし、知事がこれらの形式に依り難いと認めたときは、この限りでない。

- (1) 共同研究者の名称および住所
- (2) 共同研究の名称、内容および実施期間
- (3) 共同研究の実施場所

- (4) 研究の分担
- (5) 費用の負担区分
- (6) 損害の負担
- (7) 研究成果の報告
- (8) 研究成果の帰属
- (9) その他

(知的財産権の取り扱い)

第8条 この要綱に基づいて実施された共同研究の成果に係る知的財産権の取り扱いについては、知事が別に定める。

(報告)

第9条 共同研究者は、当該共同研究が終了したときは、速やかに共同研究報告書を知事あてに提出するものとする。

(研究成果の公表等)

第10条 滋賀県又は共同研究者は、共同研究の結果知り得た秘密を滋賀県及び共同研究者以外の者に漏らしてはならない。

2 共同研究の成果を、第三者に知らせようとするときは、または公表しようとするときは、あらかじめ書面により相手方の同意を得るものとする。

(契約の変更)

第11条 滋賀県及び共同研究者は、共同研究の内容等を変更する必要があるときは、相手方と協議の上、契約を変更することができる。

(共同研究への参加拒否)

第12条 滋賀県は、共同研究者が共同研究の遂行に寄与していないと認めるときまたは共同研究の遂行に著しい支障を及ぼしていると認めるときは、当該共同研究者の共同研究への参加を拒否できるものとする。

(共同研究の中止)

第13条 滋賀県は、天災その他やむを得ない事情等により共同研究を継続することが困難になったときは、共同研究者と協議の上、当該共同研究を中止することができる。

(適用の特例)

第14条 共同研究者が、国立大学または国公立の試験研究機関等の場合において、共同研究に関する特段の定めがあるなど特別の事情があるものについては、この要綱の一部または全部を適用しないものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、共同研究の実施に関し必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成25年12月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年5月25日から施行する。